

資料3

平成27年10月 日

府中市長
高野 律 雄 様

府中市まち・ひと・しごと
創生総合戦略推進協議会
会長 都 留 康

府中市人口ビジョン及び府中市まち・ひと・しごと
創生総合戦略について（答申）

平成27年7月29日付27府政政発第42号で諮問のありました次のこと
について、府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会において審議し
た結果、別紙のとおり答申します。

諮問事項

- 1 府中市人口ビジョンの策定に関すること
- 2 府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること

府中市人口ビジョン及び府中市まち・
ひと・しごと創生総合戦略について
(答 申)

平成27年10月 日

府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会

答申にあたって

1 府中市人口ビジョンについて

府中市の将来人口に関する分析を行った結果、現状の傾向で推移すると、総人口は平成 37 年（2025 年）をピークに減少し、平成 72 年（2060 年）には現在よりも 2 万人程度少ない 23.3 万人になると想定されます。総人口の減少は緩やかなものになると見込まれますが、急激な高齢化の進行が懸念され、府中市が将来にわたり魅力と活力あるまちを維持していくためには、若い世代の転出を抑制すること、家庭を持ち、子どもを産み育てたいという市民の思いを支えていくこと、人口構造の変化に柔軟に対応することが必要です。

また、今後は全国の自治体が地方創生に関する組みを展開するため、本市では「転入者の減少」と「転出者の増加」が同時に進み、想定する総人口の水準を確保できなくなる可能性もあります。このような変化が生じた場合でも、想定する総人口の水準を維持できるよう、平成 52 年（2040 年）に合計特殊出生率 1.45 を実現することを目指します。

2 府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

本戦略の計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間ですが、この期間は人口増加が想定されており、定住促進に向けた土台をつくる期間であるといえます。そこで、「基盤産業の振興と起業・創業の推進による雇用の確保」、「定住促進に向けたにぎわいの創出とふるさと意識の醸成」、「若い世代の出産・子育てへの希望の実現」、「地域や家族とつながりある安心な暮らしの確保」の 4 つの基本目標を掲げました。この 4 つの基本目標の中でも、特に「若い世代の出産・子育てへの希望の実現」に力点を置き、今後の施策展開を図っていただくことを期待しております。

また、府中市は緑豊かな住環境であるとともに、製造業などを中心とした産業都市であり、しごとと暮らしを両立しやすい住みよいまちです。このポテンシャルを有効に発揮していくためには、市民や市民団体、事業者、大学、金融機関などとの協働が重要になります。府中市（行政）には、目標達成に向けて主体的に行動いただくとともに、コーディネーターとして地域における各主体の力を合わせていくための役割を果たしていただきたいと思います。

今後、市民意見の募集や市議会への説明等を通じ、さらに議論を深めていただくことを期待します。

以上

1．府中市人口ビジョン

2．府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略

3．附属資料

（1）策定体制

（2）策定の経過

（3）府中市附属機関の設置等に関する条例

（4）府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会規則

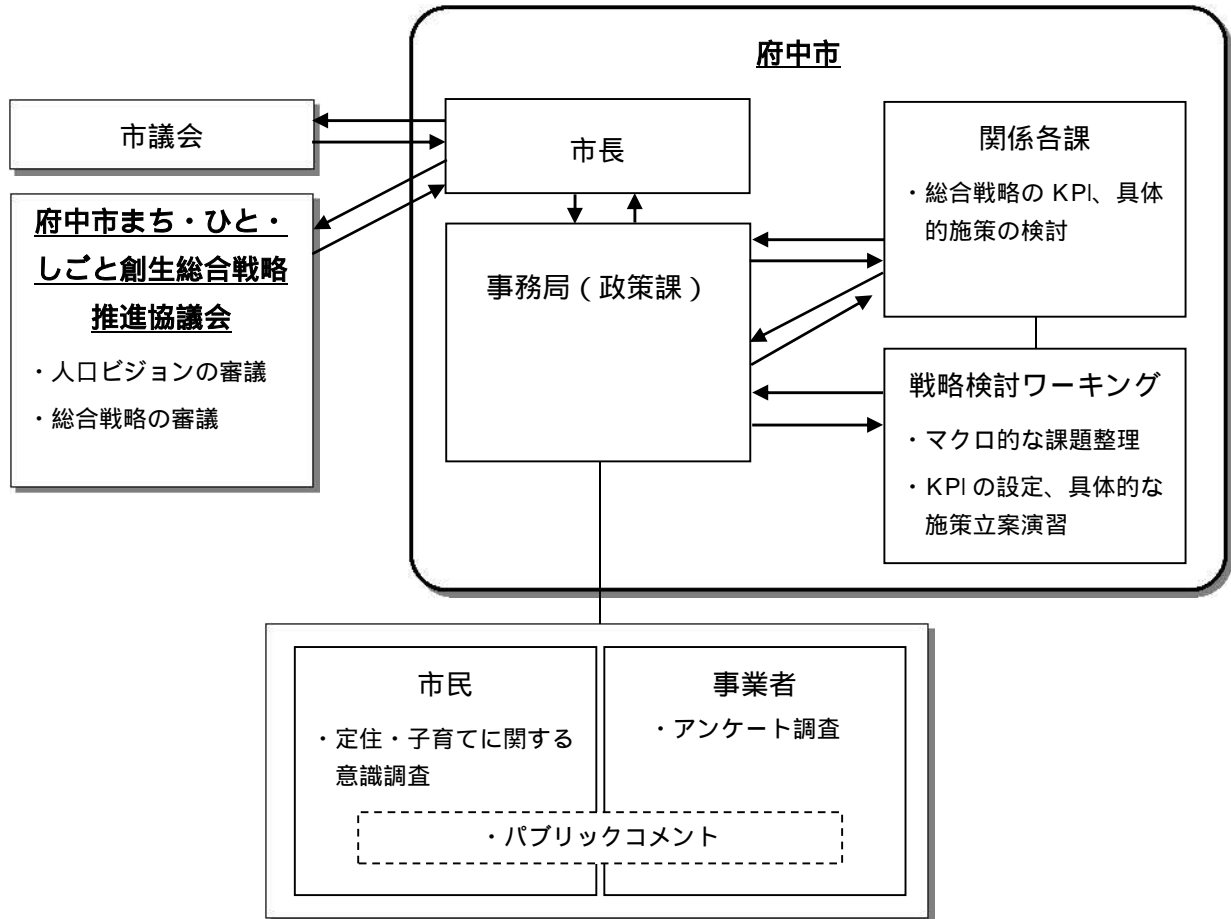
（5）定住・子育てに関する意識調査報告書

（6）「地方創生」にかかる事業者アンケート調査報告書

- (1) 策定体制
- (2) 策定の経過
- (3) 府中市附属機関の設置等に関する条例
- (4) 府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会規則
- (5) 定住・子育てに関する意識調査報告書
- (6) 「地方創生」にかかる事業者アンケート調査報告書

(1) 策定の体制

- ・府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会、市の協働により府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。



ア．体制の概要

【府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会】

- ・民間事業者（金融機関）1人、公共的団体の役員6人、学識経験者3人、公募市民2人の合計12人の構成で設置した。

【庁内検討体制】

- ・庁内に戦略検討ワーキングとして、基本目標ごとに部会を設置し、課題や施策の展開方針について分析・検討を行った。

【定住・子育てに関する意識調査】

・無作為抽出した20歳から39歳の市民2,000人を対象に意識調査を実施した。調査結果は、計画立案の基本情報として活用した。

【府中市「地方創生」にかかる事業者アンケート調査】

・本市に事業所を構え、活動されている事業所79事業所を対象に意識調査を実施した。調査結果は、計画立案の基本情報として活用した。

イ．委員名簿

【府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会委員名簿】

(敬称略：五十音順)

	氏名	性別	選出団体等	備考
1	鬼山 るい	女	公募市民	
2	加藤 美帆	女	東京外国語大学	
3	川崎 妙美	女	公募市民	
4	嵯峨 洋輔	男	多摩信用金庫	
5	鈴木 康子	女	連合多摩東部第二地区協	
6	都留 康	男	一橋大学	
7	中島 正裕	男	東京農工大学	
8	並木 茂勝	男	むさし府中商工会議所	
9	藤田 恵美	女	ふちゅう子育て応援団連絡会	
10	堀江 秀喬	男	むさし府中青年会議所	
11	宮嶋 修	男	府中公共職業安定所	
12	森 麗二	男	府中観光協会	

任期 平成27年7月29日から平成30年7月28日まで

(2) 策定の経過

ア. 策定経過の概要

年月日	会議等	内容
平成27年7月29日	第1回協議会	本市の人口分析結果の説明および本市の課題と方向性の協議
平成27年8月20日	第2回協議会	アンケート調査結果等の説明および基本目標案の協議
平成27年9月9日	第3回協議会	基本目標別の戦略のアイデアの協議

各会議の開催状況を記載します。

(3) 府中市附属機関の設置等に関する条例

府中市附属機関の設置等に関する条例

平成27年3月13日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、府中市長又は府中市教育委員会（以下「市長等」という。）の附属機関を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長等の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、府中市規則又は府中市教育委員会規則（第9条において「市規則等」という。）に定めるところにより、設置期間が1年未満の附属機関を置くことができる。

(所掌事務)

第3条 前条第1項に規定する附属機関は、市長等の諮問に応じて、それぞれ別表所掌事項の欄に定める事項について、調査審議するものとする。

(委員の定数)

第4条 第2条第1項に規定する附属機関の委員（臨時委員及び専門調査員を除く。次条において同じ。）の定数は、それぞれ別表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

(委員の任期)

第5条 第2条第1項に規定する附属機関の委員の任期は、それぞれ別表委員の任期の欄に定めるとおりとし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門調査員)

第6条 市長等の附属機関に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 市長等の附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 臨時委員は第1項の規定による特別の事項の調査審議が終了したとき、専門調査員は前項の規定による専門の事項の調査が終了したときに、解任されるものとする。

(部会)

第7条 市長等の附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 市長等の附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市長等の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則等で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 指定管理者候補者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

男 女 共 同 参 画 推 進 協 議 会 委 員	日額 11,000円
市 民 協 働 推 進 会 議 委 員	日額 11,000円
市 史 編 さん 審 議 会 委 員	日額 11,000円
高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 ・ 介 護 保 険 事 業 計 画 推 進 等 協 議 会 委 員	日額 11,000円
障 害 者 計 画 推 進 協 議 会 委 員	日額 11,000円
障 害 者 等 地 域 自 立 支 援 協 議 会 委 員	日額 8,000円
保 健 計 画 推 進 協 議 会 委 員	日額 11,000円
特 別 支 援 教 育 協 議 会 委 員	日額 11,000円

付 則 (平成27年6月29日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 特別支援教育協議会委員の項の次に次のように加える。

ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 総 合 戦 略 推 進 協 議 会 委 員	日額 11,000円
--	------------

別表（第2条～第5条）

1 府中市長の附属機関

名称	所掌事項	委員	
		定数	任期
府中市男女共同参画推進協議会	(1) 府中市男女共同参画計画の推進に関する事項 (2) 府中市女性センターの事業計画及び運営に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	12人以内	2年
府中市市民協働推進会議	市民協働の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項	11人以内	2年
府中市市史編さん審議会	市史の編さんに関する事項その他市長が必要と認める事項	10人以内	2年
府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会	(1) 府中市高齢者保健福祉計画の推進に関する事項 (2) 府中市介護保険事業計画の推進に関する事項 (3) 地域包括支援センターの運営状況の評価等に関する事項 (4) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	16人以内	3年
府中市障害者計画推進協議会	(1) 府中市障害者計画の推進に関する事項 (2) 府中市障害福祉計画の推進に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	18人以内	3年

府中市障害者等地域自立支援協議会	障害者及び障害児への支援の体制の整備に関する事項その他市長が必要と認める事項	18人以内	2年
府中市保健計画推進協議会	府中市保健計画の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項	9人以内	1年
府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会	まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項	12人以内	3年

2 府中市教育委員会の附属機関

名称	所掌事項	委員	
		定数	任期
府中市特別支援教育協議会	(1) 府中市特別支援教育推進計画の推進に関する事項 (2) 特別支援学級の設置等に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項	20人以内	1年

(4) 府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会規則

府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第9条の規定に基づき、府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 商工関係団体の構成員 2人以内
- (2) 観光関係団体の構成員 1人
- (3) 関係行政機関の職員 1人
- (4) 学識経験を有する者 3人以内
- (5) 金融機関の職員 1人
- (6) 労働者団体の構成員 1人
- (7) 子育て支援関係団体の構成員 1人
- (8) 公募による市民 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。